

第3回研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会
(検討概要)

1. 日時 平成29年12月1日（金）11：00～12：00
2. 場所 中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1211会議室
3. 出席者 有川博委員（日本大学）、尾道一哉委員（味の素株式会社）
檜谷隆夫委員（公認会計士・税理士）、小林直人委員（早稲田大学）
柳審議官、星野参事官（以上、内閣府）
堀江審議官、石田管理官（以上、総務省）

4. 検討概要

科学技術イノベーションの活性化に向けた最近の動向と経営努力認定の申請状況について、内閣府及び総務省から説明が行われた後、出席者の間で質疑応答を行った。質疑応答で出された以下の指摘を踏まえ、内閣府及び総務省において経営努力認定制度の改正を検討することとなった。

- 申請の要件として目標の達成度を加える場合、法人の年度評価結果については、総合評価（法人全体の評価）と項目別評価（目標単位ごとの評価）の双方で目標を達成している必要があるのではないか。
- 研究開発の特性を踏まえると、単年度の評価結果で判断するのは難しい場合があるのではないか。
- 目的積立金について、誰もがチェックできるように透明性を確保する仕組みが必要。
- 経営努力認定制度の活用が、国立研究開発法人が持っている研究開発成果の社会実装につながるとよい。

以上